

令和7年度

徳島県労働委員会年報

徳島県労働委員会事務局

はじめに

労働委員会は、労働者（労働組合または個人）と使用者との間の争いを解決するための専門的行政機関です。公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されており、中立・公正な運営ができることが特色です。

徳島県労働委員会は、労使紛争に係るあっせん等の調整（労働関係調整法）、不当労働行為の審査（労働組合法）、及び個別労働関係紛争のあっせん（個別労働関係紛争のあっせんに関する要綱）を通じ、労使関係の正常化、安定化に努めるとともに、経済の発展に寄与することを目的に活動しています。

また近年は、労働者・使用者の労働委員会に対する認知度を高め、利用の促進を図るために広報活動を充実するとともに、複雑多様化する案件に適切に対応できるよう、委員・職員の知見を深め、スキルアップを目指した研修を実施し、一件でも多くの労使紛争を円満な解決に繋げていけるよう、取り組んでおります。

この度、令和7年度に本県労働委員会が取り扱った事件の処理状況や委員会の活動状況の概要を「年報」としてとりまとめました。日頃、労使関係の業務に携わり、また、広く、労働関係に関心を寄せられている方々のご参考になれば幸いです。

徳島県労働委員会
事務局長 勝川 雅史

目 次

第1章 労働委員会の組織・会議	1
1 委員名簿（第50期）	1
2 あっせん員候補者名簿	2
3 事務局職員名簿	3
4 会 議	4
(1) 総 会	4
(2) 公益委員会議	10
(3) 連絡協議会及び諸会議	11
第2章 県内労働情勢	15
第3章 労働争議の調整	16
1 概 況	16
第4章 労働争議の実情調査	17
1 労働争議の予告件数	17
2 実情調査一覧	17
第5章 個別的労使紛争	19
1 労働相談・あっせんの状況	19
2 個別的労使紛争の労働相談	20
(1) 概 況	20
(2) 労働委員会委員による労働相談（委員相談）	20
3 個別的労使紛争のあっせん	21
(1) 概 況	21
(2) あっせん内容	21
(3) 取扱事件一覧	22
第6章 不当労働行為の審査	23
1 概 況	23
2 取扱事件一覧	23
第7章 労働組合の資格審査	24
1 概 況	24
2 取扱件数	24
第8章 地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示	25
1 概 況	25
2 認定告示の内容	25
第9章 広報活動	27
1 県民への周知活動	27
2 若者への周知活動	29
3 使用者への周知	31
4 パワハラ防止対策の周知	32
5 労働相談事例集	32

第1章 労働委員会の組織・会議

1 委員名簿（第50期）

労働委員会は、労働組合から推薦された労働者を代表する者（労働者委員）、経営者の団体から推薦された使用者を代表する者（使用者委員）と労・使の委員が同意した学識経験者（公益委員）によって組織される。委員は知事が任命し、任期は2年である。会長と会長代理は、委員の互選によって公益委員の中から選ばれる。

会長（◎）、会長代理（○）

（令和7年6月1日～令和9年5月31日）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎豊永 寛二	弁護士	平成 17. 6. 1～
	○島内 保彦	弁護士	平成 20. 4. 1～
	永本 能子	弁護士	平成 30. 8. 16～
	宮本 世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22～
	藤井 太資	公認会計士	令和 7. 6. 1～
労働者委員	川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島連合会 会長	令和 7. 6. 1～
	鈴木 慎	UAゼンセン徳島県支部支部長	令和 7. 1. 22～
	三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長	令和 7. 1. 22～
	松岡 嘉征	全日本自治団体労働組合徳島県本部 書記次長	令和 7. 6. 1～
	松本 司	徳島バス労働組合調査・財政部長	令和 7. 6. 1～
使用者委員	脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	令和 4. 7. 4～
	中村 晃子	丸豊保険サービス株式会社 代表取締役	平成 29. 6. 1～
	小濱 晃子	株式会社明光代表取締役	令和 5. 2. 27～
	多田 哲也	協業組合徳島印刷センター理事長	令和 7. 6. 1～
	森岡 豊	医療法人敬老会常務理事	令和 7. 6. 1～

2 あっせん員候補者名簿

労働委員会は、労働関係調整法の規定に基づき、あっせん申請に即応できるよう、予め、あっせん員候補者を委嘱している。会長があっせん員候補者の中から、公益委員、労働者委員、使用者委員各1名ずつのあっせん員を指名し、あっせんに当たっている。

(令和8年3月末日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
豊永 寛二	弁護士	平成 17. 6. 2
島内 保彦	弁護士	平成 20. 4. 10
永本 能子	弁護士	平成 30. 9. 13
宮本 世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22
藤井 太資	公認会計士	令和 7. 6. 2
川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島連合会会長	令和 7. 6. 2
鈴木 慎	U Aゼンセン徳島県支部支部長	令和 7. 1. 23
三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長	令和 7. 1. 23
松岡 嘉征	全日本自治団体労働組合徳島県本部書記次長	令和 7. 6. 2
松本 司	徳島バス労働組合調査・財政部長	令和 7. 6. 2
脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	令和 4. 7. 14
中村 晃子	丸豊保険サービス株式会社代表取締役	平成 29. 6. 1
小濱 晃子	株式会社明光代表取締役	令和 5. 3. 9
多田 哲也	協業組合徳島印刷センター理事長	令和 7. 6. 2
森岡 豊	医療法人敬老会常務理事	令和 7. 6. 2
坂東 淳	労働委員会事務局長	令和 6. 4. 11
秋山 孝人	労働委員会事務局次長	令和 6. 4. 11
中山 貴晶	労働委員会事務局審査調整課長	令和 6. 4. 11

3 事務局職員名簿

労働委員会事務局は、事務局長以下8名による1課体制で構成している。

(令和8年3月末日現在)

所 属	職 名	氏 名	入局年月日
	事 務 局 長	坂東 淳	令和 6. 4. 1
	次 長	秋山 孝人	令和 6. 4. 1
	審 査 調 整 課 長	中山 貴晶	令和 6. 4. 1
	審査調整課副課長	藤田 由紀	令和 6. 4. 1
調整担当	主査兼係長	前田 恵子	令和 6. 4. 1
審査担当	課長補佐	猪子 敬子	令和 4. 4. 1
	係 長	森 陽子	令和 7. 4. 1
	主 席	吉田 功	令和 5. 4. 1

4 会 議

(1) 総 会

総会は、委員全員で構成され、委員会全体の業務運営方針を決定する会議である。

当委員会では、原則第2・4木曜日に開催される定例総会と、臨時に開催される臨時総会があり、令和7年度は、25回の総会が開催された。

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1729	4.10	1 あっせん員候補者の解任及び訂正について 2 (6・調・2) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・3) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (7・個・1) の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (6・不・1) の不当労働行為事件について 6 (7・不・1) の不当労働行為事件について 7 (7・不・2) の不当労働行為事件について 8 (7・不・3) の不当労働行為事件について 9 争議行為発生届について (中労委分) 10 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年3月分、令和6年度分) 11 第112回四国労働委員会協議会総会 (三者会議) の出席者及び提出議題について 12 定例総会及び委員相談の開催予定について 13 出前講座 (徳島大学医学部、徳島大学歯学部・薬学部) の実施結果について 14 労委労協・命令研究会 (W e b) の参加結果について
1730	4.24	1 (7・個・1) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2) の不当労働行為事件について 5 (7・不・3) の不当労働行為事件について 6 令和7年度労働委員会年間行事予定の一部変更 (案) について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について
1731	5.8	1 (7・個・1) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2) の不当労働行為事件について 5 (7・不・3) の不当労働行為事件について 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年4月分) 7 第112回四国労働委員会協議会総会 (三者会議) の議題及び発表担当委員について 8 駅前労働相談会の広報について 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 委員相談の実施結果について 11 委員・職員研修会の講演テーマについて
1732	5.22	1 (6・不・1) の不当労働行為事件について 2 (7・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・2) の不当労働行為事件について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1732	5.22	4 (7・不・3) の不当労働行為事件について 5 争議行為予告通知について (中労委分) 6 第112回四国労働委員会協議会総会 (三者会議) の議題の回答 (案) について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 中国・四国ブロック労委労協総会及び研修会 (徳島) の参加結果について 9 四国ブロック労働委員会会長連絡会議 (高知) の参加結果について 10 出前講座 (徳島大学総合科学部) の実施結果について 11 委員相談の実施結果について
1733	6.2	1 会長及び会長代理の選挙について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 定例総会等の開催日時について 4 議事録の承認について 5 あっせん員の指名順について 6 不当労働行為事件の審査委員及び参与委員の変更並びに今後の予定について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について
1734	6.11	1 (6・不・1) の不当労働行為事件について 2 (7・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 4 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示について 5 争議行為予告通知について (県労委分、中労委分) 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年5月分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について
1735	6.26	1 (6・不・1) の不当労働行為事件について 2 (7・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 4 争議行為予告通知について (中労委分) 5 令和7年度公労使委員合同研修の受講者について 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 全国労働委員会会長連絡会議 (和歌山) の参加結果について 8 第112回四国労働委員会協議会総会 (三者会議、高知) の参加結果について 9 労委災害時安否確認サービス「すだちくんメール」による訓練実施について
1736	7.10	1 (6・不・1) の不当労働行為事件について 2 (7・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年6月分) 5 令和7年度公労使委員合同研修の受講者について 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 駅前労働相談会の実施結果について 8 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (島根) の参加結果について 9 労委労協・命令研究会 (We b) の参加結果について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1737	7.24	1 (7・個・2) の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 出張労働相談会の担当委員について 6 出前講座の担当委員について 7 令和7年度四国地区労使関係セミナーの担当及び参加委員について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について 10 労働委員会制度創設 80 周年記念行事第 3 回企画委員会（東京）の参加結果について 11 全国労働委員会連絡協議会第 3 回運営委員会（公・労、東京）の参加結果について
1738	8.7	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 個別労働関係紛争に係る相談の状況（令和7年7月分） 6 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会（東京）の出席者について 7 令和7年度公労使委員個別紛争専門研修の受講者について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について
1739	8.28	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会合同研修会の参加者について 6 とくしま労使関係講演会の参加者について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について
1740	9.11	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 個別労働関係紛争に係る相談の状況（令和7年8月分） 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について 8 第 42 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会（愛媛）の参加結果について 9 令和7年度公労使委員合同研（東京）の参加結果について
1741	9.24	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1741	9. 24	5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 委員相談の実施結果について
1742	10. 9	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 争議行為予告通知について (中労委分) 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年9月分) 7 合同労働相談会の参加者について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について 10 労働委員会パネル展 in 県庁ふれあいセンター (すだちくんテラス) の実施結果について
1743	10. 23	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 争議行為予告通知について (県労委分、中労委分) 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 労委労協・命令研究会 (We b) の参加結果について 8 労委労協第3回幹事会、第4回財政検討委員会 (We b) の参加結果について
1744	11. 12	1 (7・個・2) の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 争議行為予告通知について (県労委分、中労委分) 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年10月分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について 9 出前講座 (穴吹高等学校) の実施結果について 10 個別労働紛争処理制度周知月間行事の実施結果について
1745	11. 27	1 (6・不・1) の不当労働行為事件について 2 (7・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 4 争議行為予告通知について (中労委分) 5 駅前労働相談会の参加者について 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について 8 第80回全国労働委員会連絡協議会総会 (東京) の参加結果について 9 出前講座 (徳島中央高等学校定時制夜間部) の実施結果について
1746	12. 11	1 (6・不・1) の不当労働行為事件について 2 (7・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和7年11月分)

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1746	12. 11	5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 委員相談の実施結果について 7 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（徳島）における令和7年度研修会の参加結果について 8 令和7年度公労使委員個別紛争専門研修（東京）の参加結果について 9 第78期司法修習生選択型実務修習個別プログラム（徳島）の参加結果について
1747	12. 25	1 (6・不・1)の不当労働行為事件について 2 (7・不・1)の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3)の不当労働行為事件について 4 不当労働行為事件における和解の促進に向けた取組に係る総会申合せについて 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 委員相談の実施結果について 7 とくしま労使関係講演会（徳島）の参加結果について 8 出前講座（池田高等学校定時制、We b開催）の実施結果について 9 令和7年度四国地区労使関係セミナー（高知）の参加結果について
1748	1. 8	1 (6・不・1)の不当労働行為事件について 2 (7・不・1)の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3)の不当労働行為事件について 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況（令和7年12月分） 5 不当労働行為事件における和解の促進に向けた取組に係る総会申合せについて 6 定例総会及び委員相談の開催予定について
1749	1. 22	1 (6・不・1)の不当労働行為事件について 2 (7・不・1)の不当労働行為事件について 3 (7・不・2・3)の不当労働行為事件について 4 令和8年度労働委員会年間行事予定（案）について 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 出前講座（小松島西高等学校勝浦校）の実施結果について 7 労委労協・命令研究会（We b）の参加結果について
1750	2. 12	1 (8・個・1)の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 2 (6・不・1)の不当労働行為事件について 3 (7・不・1)の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3)の不当労働行為事件について 5 個別労働関係紛争に係る相談の状況（令和8年1月分） 6 令和8年度労働委員会年間行事予定（案）について 7 出前講座の担当委員について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について 10 出前講座（徳島聴覚支援学校・徳島視覚支援学校）の実施結果について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1751	2.26	1 (8・個・1) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (8・個・2) の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 3 (8・個・3) の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 4 (8・個・4) の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 5 (6・不・1) の不当労働行為事件について 6 (7・不・1) の不当労働行為事件について 7 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 8 争議行為予告通知について (中労委分、県労委分) 9 出前講座の担当委員について 10 定例総会及び委員相談の開催予定について 11 委員相談の実施結果について
1752	3.12	1 (8・個・1) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (8・個・3) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (8・個・4) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・不・1) の不当労働行為事件について 5 (7・不・1) の不当労働行為事件について 6 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 7 争議行為予告通知について (中労委分、県労委分) 8 個別労働関係紛争に係る相談の状況 (令和8年2月分) 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 委員相談の実施結果について 11 労委労協幹事会 (We b) の参加結果について
1753	3.26	1 (8・個・1) の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・不・1) の不当労働行為事件について 3 (7・不・1) の不当労働行為事件について 4 (7・不・2・3) の不当労働行為事件について 5 争議行為予告通知について (県労委分) 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について 8 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会 (We b) の参加結果について

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで構成され、不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議する会議である。

令和7年度は、5回の公益委員会議が開催された。

回数	開催日	付議事項
631	5. 22	令和6年（不）第1号事件に係る忌避申立てについて
632	6. 11	1 徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定手続きの開始について 2 徳島県企業局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定手続きの開始について
633	6. 26	1 徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定について 2 徳島県企業局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定について 3 第42回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題について
634	7. 10	第42回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の各県議題に対する発表担当者等について
635	8. 7	第42回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の各県議題回答案について

(3) 連絡協議会及び諸会議

労働委員会相互の間の連携を密にし、運用や事務処理の統一を図るとともに、委員及び職員の資質向上等を図ることを目的に開催される全国及び地域ブロック別の連絡会議、研修会等に参加した。

(ア) 全国会議

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
全国労働委員会事務局長連絡会議	R7. 6. 12	和歌山県	①外国人労働者に係る事案への対応について ②事務局職員の人材育成等について
全国労働委員会会長連絡会議	R7. 6. 13	和歌山県	①<講演>今後の労働基準関連法制の検討課題 ②和解の取組について
労働委員会制度創設80周年記念行事第3回企画委員会	R7. 7. 11	東京都	①労働委員会制度創設80周年記念行事について
全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会(公・労)	R7. 7. 11	東京都	①第80回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について ②労働委員会制度創設80周年記念行事について ③今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について ④令和7年度公労使委員合同研修(全体研修)について ⑤令和7年度公労使委員個別紛争専門研修について ⑥「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について ⑦調整事件・不当労働行為事件取扱件数(全労委・新規係属件数)、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について ⑧都道府県労働委員会における委員報酬の状況について
労委労協第3回幹事会・第4回財政検討委員会	R7. 10. 17	W e b	①第80回全労委総会について
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	R7. 10. 23	東京都	①労働組合法第2条の主体性について ②労働委員会の民事訴訟IT化への対応について ③労働委員会事務局における人材確保・育成
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	R7. 10. 24	東京都	①中央労働委員会の説明 ②福岡県・鳥取県労働委員会からの事例報告 ③静岡県・和歌山県・山口県労働委員会からの業務報告

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
第80回全国労働委員会連絡協議会総会	R7. 11. 13 ～14	東京都	①<講演>労働委員会にとってのO J TとO f f – J T：職業能力開発の利用と現実 ②働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について ③コロナ禍の教訓から学ぶ
全国労働委員会公益委員・労働者委員・使用者委員連絡協議	R7. 11. 13	東京都	①「比較法から見た日本のハラスメント法制の特徴と課題－2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえ－
労委労協・幹事会	R8. 3. 12	W e b	①2026年度労委労協活動方針（抜粋） ②2026年度労委労協会議等日程について ③ブロック会議・研修会に係る補助等について ④（1）2026年「月刊労委労協」発行計画 （2）会員交流ブロック別・執筆者・掲載号一覧 ⑤令和8年度公労使委員合同研修会（全体研修について） ⑥第81回全労委総会日程及び議題等について ⑦令和8年度公労使個別紛争専門研修について
全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	R8. 3. 16	W e b	①「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会」における最終報告とりまとめについて

(イ) 中国・四国ブロック会議

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	R7. 5. 16	高知県	①A組合の組合活動を理由とする懲戒処分等について、B組合（合同労組）及び組合員X（両組合に二重加入）が申し立てた不当労働行為の認定について ②ユニオンショップ協定を締結する予定の組合に対抗する目的で結成された労働組合に係る組合資格審査について ③紛争の早期解決のために、労働委員会として取り得る手法について
四国ブロック労働委員会事務局長連絡会議	R7. 5. 16	高知県	①不当労働行為事件における事務局担当職員調査について ②当事者本人以外からの労働相談への対応について ③ウェブ活用によるあっせんについて
第112回四国労働委員会協議会総会	R7. 6. 17	高知県	①労働組合に対する個人情報の漏洩を理由とする団交拒否及び不利益取扱いについて ②あっせん案の不履行を繰り返す被申請者について ③退職後に請求された賞与の一部返還請求について
第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	R7. 7. 8	島根県	①過半数代表者が当事者となる労働争議の調整について ②あっせん手続に補佐人の意向が強く影響している場合の対応について

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
第42回四国地区 労働委員会公益 委員連絡協議会	R7.9.2	愛媛県	①和解の取組について ②職場のハラスメントが原因で退職せざるを得なかつたとして、労基署に労災申請を行うとともに、解雇されたことに対する解決金の支払いを求めて申請されたあっせんの進め方について ③地域スタッフ（委託契約を締結している個人事業主）にかかる労働者性について

(ウ)研修

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
労委労協・命令研究会	R7.4.8	W e b	①東海旅客鉄道事件（年休取得に関する団交事件）
中国・四国ブロック 労委労協総会 及び研修会	R7.5.13	徳島県	① <講演>改正育児・介護休業法について ② <講演>フリーランス新法とその対応について
労委労協・命令研究会	R7.7.10	W e b	①NHKビジネスクリエイト事件
四国ブロック労働 委員会事務局 職員研修会	R7.7.30	W e b	①（個別あっせん事件、徳島県） ②（労働争議調整事件、香川県） ③（個別あっせん事件、高知県） ④（労働争議調整事件、愛媛県）
第1回徳島県労働 委員会委員・職 員研修会	R7.8.7	徳島県	①多文化共生社会の形成に向けた方向性について
公労使委員合同 研修	R7.9.4 ～5	東京都	①労働委員会について－歴史・現状・課題－ ②労働法の基礎 ③<事例検討>（調整関係） ④<事例検討>（審査関係）
労委労協・命令研究会	R7.10.16	W e b	①福山事件（福岡県労委令和5年（不）第3号）経緯と命令概要
全労委使用者委員 応用研修会	R7.11.13	東京都	①<講演>労働委員会の意義と役割～法律時報9月号特集を読む～
徳島個別労働紛争 解決制度関係 機関連絡協議会 令和7年度研修 会	R7.11.28	徳島県	①「労働委員会における個別労働紛争解決について～最近のパワーハラスメントに関する個別あっせんの解決事例～」
公労使委員個別 紛争専門研修	R7.12.1 ～2	東京都	①<講義>裁判例の動向 ②<事例発表>個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例 ③<講義>労働関係法令の改正等の動向 ④<情報交換>スキル、ノウハウ、経験等

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
徳島県経営者協会特別講演会	R7. 12. 12	徳島県	①労働政策の決定過程の変化と労働局の取組・支援策の紹介
とくしま労使関係講演会	R7. 12. 18	徳島県	①労使紛争の解決に向けた合意形成について
四国地区労使関係セミナー	R7. 12. 22	高知県	①<講演>「労働者」「使用者」の定義～フリーランスの労働制について～ ②<パネルディスカッション>公益・労働者・使用者委員による紛争解決事例の検討
労委労協・命令研究会	R8. 1. 22	W e b	①HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK事件

第2章 県内労働情勢

- 1 令和7年のわが国経済は、米国の関税引上げという逆風に見舞われながらも、7月の日米合意により不透明感は緩和しており、内需を中心とした緩やかな回復が続いている。名目国内総生産で669兆円超となっており、実質ベースの伸びは前年比プラス0.8%となっている。一方、賃金は緩やかながら安定的に上昇しているが、食料品など身近な物の物価上昇に追い付いておらず、これが消費の回復に力強さが欠ける一つの要因となっている。
- 2 雇用・失業情勢を見ると、就業者数は前年に比べ47万人増、特に女性の就業者数が前年に比べ44万人増となり、就業者数、女性就業者数ともに、5年連続の増加となっている。産業別では、老年人口が増加し人手不足感の強い「医療、福祉」が前年に比べ25万人と最も増加しており、次いで「サービス業」が16万人の増加、また、「情報通信業」においても10万人の増加となっている。一方、完全失業率は2.5%と前年と同数、完全失業者数は176万人と前年と同数となった。他方、有効求人倍率は1.22倍と前年に比べて0.03ポイント低下した。
- 3 県内の労働情勢を見ると、求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかな減少傾向にある。賃金については、令和7年春闘の平均賃上げ率が5.23%（全国平均は5.37%）と、昨年の4.36%から0.87ポイント上昇し、また、令和8年1月1日から適用される最低賃金についても、本県は、66円引き上げ四国四県で最も高い金額である、1,046円に改定された。
 - ① 労働市場における新規求人数は39,976人で、前年の40,220人に比べ244人、率にして0.6%の減となった。新規求職者数は17,806人で、前年の17,762人に比べ、44人、率にして0.2%の増となった。この結果、新規求人倍率は2.25倍と前年より0.01ポイント低下したが、有効求人倍率は1.28倍と前年より0.03ポイント上昇した。
 - ② 平均月間現金給与総額は334,184円で、前年に比べ4.2%増加した。
 - ③ 1人平均月間実労働時間（総実労働時間）は141.4時間で、前年に比べ0.1%減少した。
 - ④ 労働組合数は332組合で、前年の341組合に比べ9組合減少し、組合員数は、46,046人で、前年の46,822人に比べ776人の減少となった。推定組織率も前年より0.4ポイント低下し、14.8%と最低記録を更新した。

第3章 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で、賃金問題、労働条件や団体交渉促進等の労使の主張が一致せず、自主的な解決が望めない場合、労働委員会では、労働関係調整法に基づき、相互の主張を調整し、紛争の解決を援助する「労働争議の調整」を行っている。

調整の方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3つがあるが、ほとんどの場合「あっせん」が利用される。

1 概況

調整事件数は近年2件前後で推移しており、令和6年度は新規申請5件と増加したものの、令和7年度は0件であった。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱件数	繰越	1				
	新規	2	1	1	5	
	計	3	1	1	5	
処理件数	解決				1	
	打切り(不応諾)			1	1	
	打切り(不調)	3	1		2	
	取下げ				1	
	計	3	1	1	5	
翌年度繰越						

第4章 労働争議の実情調査

1 労働争議の予告件数

労働関係調整法第37条第1項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第62条の2の規定により、労働争議の実情調査を実施した。

当委員会で受付した令和7年度新規案件は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

争議予告及び労働争議実情調査件数（徳島県労委受付分）

（単位：件数）

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱 件数	繰越	3	2	2	2	2
	新規	8	8	7	7	7
	計	11	10	9	9	9
終結 件数	解決	9	8	7	7	6
	打切り					
	調整に移行					
翌年度繰越		2	2	2	2	3

2 実情調査一覧

（1）令和7年度（繰越）

通知者	争議項目	通知受付 年月日	争議行為 予告日	終結日	結果
① 徳島県厚生連労働組合	2024年年度末一時金要求・2025年春季要求	R7. 2. 14	R7. 2. 25以降	R7. 7. 1	解決
② 徳島健康生活共同組合 職員労働組合	2025年春闘要求	R7. 2. 28	R7. 3. 11以降	R7. 6. 4	解決

（2）令和7年度（新規）

通知者	争議項目	通知受付 年月日	争議行為 予告日	終結日	結果
① 鳴門病院労働組合	2025年夏季一時金	R7. 5. 30	R7. 6. 18以降	R7. 6. 18	解決
② 徳島県厚生連労働組合	2025年年末一時金要求	R7. 10. 20	R7. 10. 31以降	R7. 12. 2	解決
③ 鳴門病院労働組合	2025年秋闘・年末一時金	R7. 10. 24	R7. 11. 6以降	R7. 11. 25	解決

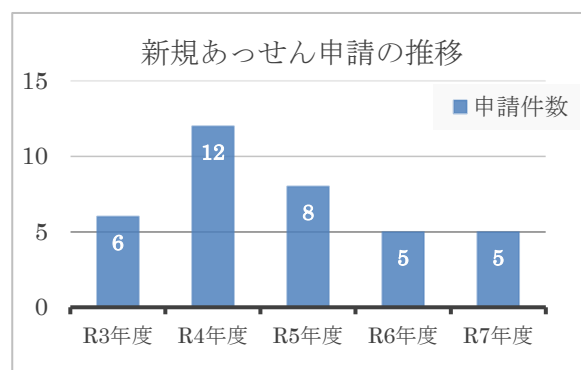
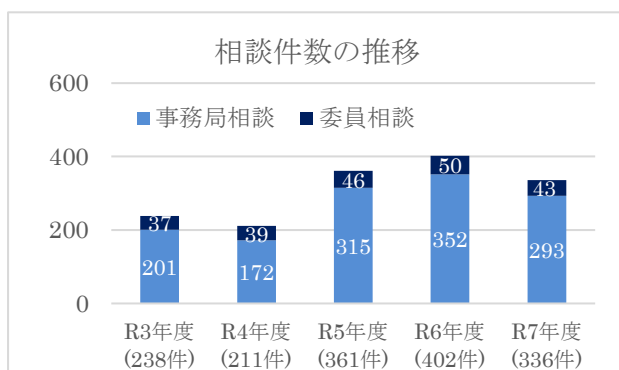
通知者	争議項目	通知受付年月日	争議行為予告日	終結日	結果
④ 徳島健康生活協同組合職員労働組合	2025年秋闘要求	R7. 10. 28	R7. 11. 8以降	R7. 12. 28	解決
⑤ 鳴門病院労働組合	2026年春闘要求	R8. 2. 20	R8. 3. 11以降	—	係属中
⑥ 徳島県厚生連労働組合	2025 年年度末一時金要求・2026 年春季要求	R8. 2. 27	R8. 3. 10 以降	—	係属中
⑦ 徳島健康生活協同組合職員労働組合	2026 年春闘要求	R8. 2. 27	R8. 3. 10 以降	—	係属中

第5章 個別的労使紛争

徳島県労働委員会では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等に基づき、平成14年1月から、個々の労働者と使用者との労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争の「相談・あっせん」を行っている。

1 労働相談・あっせんの状況

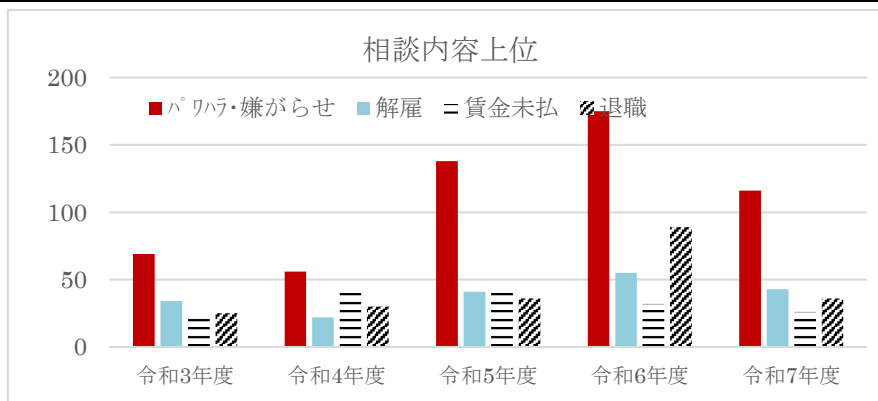
- ・令和7年度の労働相談件数は336件、新規あっせん申請件数は5件となっている。
- ・5年間の平均をみると、労働相談は310件、あっせん申請は7件となっている。
- ・近年、パワハラ・嫌がらせ、解雇、退職、賃金未払に関する相談が上位を占めている。



過去5年間の相談件数及びあっせん件数

(単位：件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	238	211	361	402	336
うち委員相談	37	39	46	50	43
あっせん件数	6	12	8	5	5



過去5年間の相談内容(上位5位)

(単位：件数)

順位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1位	パワハラ・嫌がらせ 69	パワハラ・嫌がらせ 56	パワハラ・嫌がらせ 138	パワハラ・嫌がらせ 175	パワハラ・嫌がらせ 116
2位	解雇 34	賃金未払 40	解雇 41	退職 89	解雇 43
3位	退職 25	退職 30	賃金未払 41	解雇 55	退職 36
4位	賃金未払 25	解雇 22	退職 36	賃金未払 32	賃金未払 26
5位	年次有給休暇 12	労働時間 18	年次有給休暇 18	年次有給休暇 23	労働契約 20

2 個別的労使紛争の労働相談

(1) 概況

令和7年度に取り扱った個別的労使紛争の労働相談の件数は336件であり、うち労働委員会委員による労働相談は43件、事務局職員による労働相談は293件となっている。

労働相談では、あっせん申請に繋げる他、自主交渉に必要なアドバイスや適切な機関の紹介を行っている。

(ア)相談者について

- ・労使別
労働者側317件、使用者側19件
- ・男女別
男性124件、女性208件、不明4件

(イ)相談方法

電話216件、面談65件、メール労働相談55件

(ウ)相談内容

- ①パワハラ・嫌がらせ116件、②解雇43件、③退職36件、
④賃金未払26件、⑤労働契約20件の順に多くなっている。

(2) 労働委員会委員による労働相談（委員相談）

令和7年度の委員相談件数43件の内訳は、原則毎週木曜日に実施している「労働相談会」が25件、各地域に出掛けて実施している「出張労働相談会」が18件となっている。

出張労働相談会の状況

内 容	日 時	場 所	相 談 員	件数
駅前労働相談会	R7. 7. 6(日) 13:00～16:30	シビックセン ター	1班：豊永・三木・脇田 2班：永本・鈴木・森岡	6
出張労働相談会（南部）	R7.10. 5(日) 13:00～16:00	阿南ひまわり 会館	豊永・三木・多田	2
出張労働相談会（西部）	R7.10.26(日) 13:00～16:00	美馬市地域交 流センターミ ライズ	宮本・松岡・小濱	3
合同労働相談会	R7.12. 7(日) 13:00～16:30	シビックセン ター	1班：島内・川口・小濱 2班：県社会保険労務士会、徳島 労働局雇用環境・均等室	4
駅前労働相談会	R8. 2. 1(日) 13:30～16:30	シビックセン ター	永本、松本、中村	3

(注) 合同労働相談会は、徳島県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（徳島労働局（主催）、県労働雇用政策課、県労働委員会、法テラス、徳島地方裁判所、徳島県社会保険労務士会）の連携事業として開催

3 個別的労使紛争のあっせん

(1) 概況

令和7年度に取り扱った個別的労使紛争のあっせん件数は、前年度からの繰越1件と新規申請件の計5件で、いずれも労働者側からの申請となっている。

係属した6件すべてが終結した。終結状況は、解決2件、打切り(不応諾)3件、打切り(不調)1件となっている。

(単位：件数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱件数	繰越	3		6	1	1
	新規	6	12	8	5	5
	計	9	12	14	6	6
処理件数	解決	2	4	9	3	2
	打切り(不応諾)	2	1	4	1	3
	打切り(不調)	4	1			1
	取下げ	1			1	
	計	9	6	13	5	6
翌年度繰越・係属中			6	1	1	

(2) あっせん内容

令和7年度の新規申請5件のあっせん事項は、解雇が3件で最も多かった。

(単位：件数)

		あっせん実数	5
調整内容等	経営又は人事		5
		解雇	3
		復職	1
		再雇用等	1
	職場の人間関係		2
		パワハラ・嫌がらせ	2
総計			7

(注1) 新規係属分を計上した。

(注2) 調整内容が複数の場合があるため、統計は実件数と一致しない。

(3) 取扱事件一覧

番号	業種	申請者	申請日	あっせん事項	あっせん項目	終結日	終結状況	あっせん員	所要日数 あっせん回数
7(個)1	医療・福祉	労	R7.3.13	給与1か月分・処遇改善手当2万円の支払い 会社都合の退職手続	退職 解雇手当 諸手当	R7.5.8	不調	宮本 三木 中村(孝)	57日 1回
7(個)2	学術・専門サービス業	労	R7.7.22	解雇の撤回 継続雇用による労働契約上の地位を有していることの確認	普通解雇 勤務延長 ・再雇用	R7.11.5	解決	豊永 松本 中村(晃)	107日 2回
8(個)1	その他のサービス業	労	R8.1.27	復職と環境改善に向けて話し合いの実施	復職 パワハラ ・嫌がらせ	R8.3.31	解決	宮本 川口 多田	64日 1回
8(個)2	製造業	労	R8.2.12	パワハラにより精神的苦痛を被ったこと、それが原因で契約更新を断念せざるを得なくなったことに対する解決金の支払い	パワハラ ・嫌がらせ	R8.2.20	不応諾	島内 松岡 小濱	9日 —
8(個)3	農業・林業	労	R8.2.24	解雇無効及び解決金の支払い	普通解雇	R8.3.9	不応諾	藤井 松岡 小濱	14日 —
8(個)4	製造業	労 ※電子申請	R8.2.26	不当解雇による損害賠償請求	普通解雇	R8.3.9	不応諾	島内 三木 森岡	12日 —

第6章 不当労働行為の審査

1 概 況

(1) 取扱事件

令和7年度に取り扱った事件数は、前年度から繰り越されたものが4件であり、申立人別では、組合申立て2件、組合及び個人の連名での申立て2件である。

また、労働組合法第7条該当号別では、1・2・3号事件が2件、2・3号事件が1件、1・3号事件が1件である。

(2) 終結事件

令和7年度に終結した事件は0件である。

(3) 繰越事件

令和8年度に繰り越された事件は4件である。

(4) 再審査事件

係属中の再審査事件はない。

2 取扱事件一覧

事件番号	申 立			終 結		審査 委員	参与 委員
	申立人	年月日	救済の内容	年月日	区 分		
6(不)1	組 合 個 人	6. 10. 30	1 不利益取扱の禁止 2 団交応諾・誠実団交 の实施 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の掲示			豊永 藤井 (真鍋)	松岡 (森本) 中村
7(不)1	組 合	7. 1. 17	1 不利益取扱の禁止 2 団交応諾・誠実団交 の实施 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の交付・掲示			永本 宮本	三木 (島) 脇田
7(不)2	組 合	7. 3. 10	1 団交応諾・誠実団交 の实施 2 謝罪文の交付・掲示			島内	鈴木 小濱
7(不)3	組 合 個 人	7. 3. 27	1 不利益取扱の禁止 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の交付・掲示			島内	鈴木 小濱

第7章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和7年度における取扱件数は、前年度から繰り越された4件であり、事由別では、不当労働行為4件である。

処理状況は、不当労働行為4件が翌年度に繰り越された。

2 取扱件数

申請 区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次年度 繰越件数
	前年度 繰 越	新 規 取 扱	計	取下げ 打切り	資 格 あ り	資 格 な し	計	
救済 申立	4							4
計	4							4

第8章 地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示

1 概 況

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、令和7年度に認定告示したのは2件である。

2 認定告示の内容

(1) 徳島県労働委員会告示第5号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和7年6月26日認定したので、次のとおり告示し、令和6年徳島県労働委員会告示第3号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和7年7月8日

徳島県労働委員会
会長 豊永寛二

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	1 病院事業管理者の職にある者 2 局長、副局長、課長、副課長及び課長補佐の職にある者 3 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長、主任、主任主事及び主事の職にある者 4 総務課の政策調整を担当する係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者 5 経営改革課の係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者
徳島県立中央病院	1 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 2 事務局長、事務局次長及び課長補佐（労務を担当する者のうち担当リーダーである課長補佐に限る。）の職にある者 3 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 4 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 5 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 6 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳島県立三好病院	1 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長（2人以上の看護局次長が置かれている場合にあっては、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者
徳島県立海部病院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長の職にある者

(2) 徳島県労働委員会告示第6号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、徳島県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和7年6月26日認定したので、次のとおり告示し、令和3年徳島県労働委員会告示第2号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県企業局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和7年7月8日

徳島県労働委員会
会長 豊永寛二

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	1 企業局長の職にある者 2 副局長、次長、課長、室長及び副課長の職にある者 3 経営企画課の総務を担当する課長補佐及び係長の職にある者のうち経営企画課長の指定するもの 4 経営企画課の人事、給与及び労務を担当する主任、主任主事及び主事の職にある者のうち経営企画課長の指定するもの
総合管理推進センター	所長、次長及び課長の職にある者

第9章 広報活動

1 県民への周知活動

(1) 新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等マスメディア

委員相談(原則木曜日)、出張労働相談会(年5回、日曜日開催)等の周知

(2) 県ホームページ、県SNS

ア ホームページで、労使トラブル対策、パワハラ防止対策、若者、使用者に周知
イ SNSでの情報発信強化(9/26~10/24に計11回)

(3) 関係機関(商工団体、医療・福祉団体、県消費者情報センター、教育機関)との連携

ア 関係部署・団体を通じ、使用者に周知(8月)
イ 教育機関を通じ、高校・PTA団体、専門学校、大学等の若者に周知

(4) 労委制度周知のチラシの作成・配布

ア コンビニ、量販店へのチラシの設置
・コンビニ(ローソン・ファミリーマート・セブンイレブン)(協働事業)
・イオン系列店(イオン・ビッグ・マルナカ)(地域活性化包括連携協定)

(5) 県・市町村の広報紙

ア 県庁だより、くらしのサポーター通信、市町村広報誌等で、出張労働相談会、労働トラブル対策等を周知

(6) パネル展示

ア パワハラ対策、若者の労働トラブル未然防止等
・県庁県民ふれあいホール(9/29~10/7)

徳島県労働委員会に多く寄せられている相談事例

労働者・組合

会社

労働委員会
相談・あっせん
解決

トラブル

パワハラ、賃金未払、退職、解雇などの
各種のトラブルも「相談・あっせん」で解決します。

- 公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社役員等)の三者の委員が1組で、公正・中立・独立場で解決を支援
- 相談無料、秘密厳守
- 手続きは簡易、迅速な解決
- 労働者、使用者(経営者)のいずれも利用可

労使紛争には、使用者のちよとした認識や対応によって予防できたのではと思われる事例が多く見られます。

<p>労働者の声1 上司のパワハラを会社に伝えても対応してくれない。</p> <p>使用者には、相談窓口設置や行為者に対する適正な措置など、パワハラ防止措置義務があります。日頃から職場内の雰囲気や社員一人ひとりの様子に注意を払い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。 (労働契約法第9条、労働施策総合推進法第30条の2)</p> <p>社員笑顔は企業の活力源！ 見て見ぬふりは厳禁！</p>	<p>労働者の声2 アルバイトに有給休暇はないと言われた。</p> <p>パートやアルバイトも、労働時間・勤務日数などに応じ、一定の日数の年次有給休暇が定められており、原則として希望どおり与えなければならぬことは、正社員と何ら違いはありません。 (労働基準法第39条)</p> <p>有給休暇はすべての労働者の権利！ 取得しやすい環境づくりを！</p>
<p>労働者の声3 退職前にサインするよう強要された。</p> <p>退職後は、労働者が「自発的に」退職を希望すると(自己都合退職)に作成する欄面です。使用者側から退職を働きかける場合は、本人が十分に納得するように、退職を促す理由や事情を誠意をもって丁寧に説明する必要があります。</p> <p>円満退社への努力は、惜しまないのが肝心！</p>	<p>労働者の声4 賃金や労働時間など労働条件の書面を受け取っていない。</p> <p>使用者が労働者を採用するときは、契約期間・労働時間・勤務場所・賃金(支払日・方法)・手当・休暇などの労働条件を記載した欄面(労働条件通知書)を交付しなければなりません。パート・アルバイトの場合も同様です。 (労働基準法第15条、労働契約法第4条)</p> <p>採用時には、必ず労働条件通知書を交付すること！</p>

詳しくは、徳島県労働委員会HP「労働相談事例集」をご覧ください。

労働相談ダイヤル 088-621-3234

月～金 8:30～12:00、13:00～17:15 (祝日、年末年始除く)
電話、メール、来庁相談実施(来庁相談は前日までに要予約)

※**来庁相談** 原則、毎週木曜日の午後2時～4時(高庁1・層で実施)
各相談会の前日の午後5時までに要予約

労働委員会では、労使間のトラブル解決のお手伝いをするため、相談・あっせんを随時行っています。

個別労働紛争処理制度 周知月間 <10月>

関係機関と連携し、出張労働相談会やパネル展、SNSでの情報発信等により、労働トラブルの解決支援や未然防止の強化を図った。

令和7年度 徳島県労働委員会委員による
出張労働相談会 相談無料 秘密厳守

パワハラ・解雇・退職など
 労使関係のトラブル、何でもご相談ください！

南部 10/5日 阿南ひまわり会館
 (阿南市富岡町上通3-1)

西部 10/26日 高島市地域交流センター ミライズ
 (高島市高島大字高島字田中11-1)

●13時～16時 (受付12時45分～15時30分)
 ●相談時間は、1人60分以内
 ●事前予約の優先。予約は前4日の015時まで受付
 10/5は10/3(金)15時まで、10/26は10/24(金)15時まで受付

Q だれが話を聞いてくれるん？ Q 労働委員会は何をするところ？

●公益委員(弁護士など)、労働委員(労働組合員など)、雇用委員(出社担当者など)が3人1組で、それぞれの視点から、解決に向けてアドバイスします。

●労働者と使用者のトラブルを解決するための専任機関です。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。労働者の方も使用者の方も利用できます。

予約・お問い合わせ先
徳島県労働委員会事務局 (県庁11階)
 月～金8:30～12:00、13:00～17:15(休日・年末年始を除く)
 電話 088-621-3234、7ヵ所付 088-621-2889
 ●事前相談は、前日までに予約
 ●原則、毎週木曜日に委員相談実施 (前日15時までに予約)

※相談会では、労使関係のトラブル解決のお手伝いをするため、相談者同士も開明しています。

▶パネル展示



▶県公式SNS強化配信

県公式SNS「フェイスブックやX」により、9/26～10/24に強化発信

令和7年度 「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑥

ハラスメントの被害にあったら

- ① 記録やメモをとる。可能なら録音も！
 ➡ 誰に、いつ、どこで、どんなことをされたか
- ② 信頼できるところにまず相談！
 ➡ 上司や社内の相談窓口相談を。それでも改善されなければ、労働委員会などの外部機関も活用しよう！
- ③ 1番大事なものは自分自身！
 ➡ 体調が悪い場合は早めに医療機関へ。

被害を感じたら、ひとりで悩まずにまずは相談を！

令和7年度 「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑦

解雇のきまり

- ① 客観的に合理的な理由や、社会通念上相当な理由があること
- ② 就業規則に解雇事由が記載されていること
- ③ 法律で禁止された解雇でないこと
- ④ 30日以上前に予告すること、または、30日分以上の解雇予告手当を支払うこと

労働者の方も、使用者の方もご相談ください！

「クビ！」に納得できないとき

- すぐに「はい」と言わない
- 解雇理由を書面で確認する
- 相談窓口・専門家に相談する

徳島県労働委員会事務局 (県庁11階)
 月～金8:30～12:00、13:00～17:15(休日・年末年始を除く)
 労働相談ダイヤル 088-621-3234

相談無料 秘密厳守



令和7年度 「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑧

労働条件の明示

労働条件通知書

- ☑ 契約期間はいつからいつまでか
- ☑ 契約期間が決まっている場合、更新についてのきまり
- ☑ どこで、どんな仕事をするか、仕事内容の変更の範囲
- ☑ 働く時間、休憩時間、休日、休暇など
- ☑ 賃金の計算方法、支払時期・方法など
- ☑ 仕事をやめるときのきまり



働き始めて、実際と働く条件が違っていたら、約束通りにするよう要求！契約解除も！

徳島県労働委員会事務局 (県庁11階)
 月～金8:30～12:00、13:00～17:15(休日・年末年始を除く)
 労働相談ダイヤル 088-621-3234

相談無料 秘密厳守



令和7年度 「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑩

年次有給休暇

パート・アルバイトなど正社員に比べて、所定労働日数や週の労働時間が少ない労働者でも、6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した場合は、その所定労働日数に応じた日数の年次有給休暇を取ることができます。

年次有給休暇付与日数

① 週所定労働日数が5日以上 または週所定労働時間が30時間以上の労働者

勤続年数	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

② 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数					
		6か月	1年	2年	3年	4年	6年
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日
3日	121日～168日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
2日	73日～120日	3日	4日	5日	6日	7日	7日
1日	48日～72日	1日	2日				3日

会社の就業規則等の規定を確認しましょう！

徳島県労働委員会事務局 (県庁11階)
 月～金8:30～12:00、13:00～17:15(休日・年末年始を除く)
 労働相談ダイヤル 088-621-3234

相談無料 秘密厳守



2 若者への周知活動

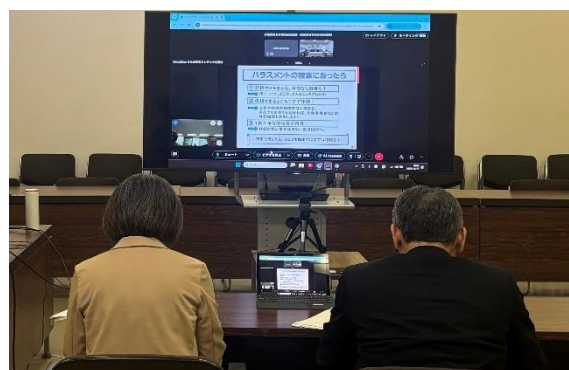
(1) 高校・大学等での出前講座

就職やアルバイトを控えた高校生や大学生等を対象に、基本的な労働法(ワークルール)の基礎知識を身につけ未然防止を図ること、早めに相談すること、相談先に労働委員会があること等の周知を目的に「出前講座」を実施している。

令和7年度は、8校(高校4校、特別支援学校1校、大学3校)で実施した。

学校別	開催校	年月日	参加者数
高等学校 特別支援学校	穴吹高等学校	R7. 11. 10	3年生 35名
	中央高等学校(定時制)	R7. 11. 18	1~4年生 34名
	池田高等学校(定時制) ※WEB開催	R7. 12. 17	1~4年生 9名
	小松島西高等学校勝浦校	R8. 1. 15	3年生 21名
	徳島聴覚支援学校 徳島視覚支援学校	R8. 2. 6	中等部8名・高等部6名 (視覚支援学校欠席)
大学	徳島大学医学部	R7. 4. 7	1年生 350名
	徳島大学歯学部・薬学部	R7. 4. 8	1年生 145名
	徳島大学総合科学部	R7. 5. 21	1年生 180名

令和7年度 出前講座の様子



(2) 若者向けチラシ・WEB ページでの周知

ア チラシの作成・配布

就職・アルバイトを控えた若者に、労働トラブルを未然に防止するポイントをまとめたチラシを作成し、配布した。

- ① 大学（希望のあった学部）の新入生（R7. 4）
- ② 高校や専修学校、大学、PTA団体を通じ、生徒・学生、保護者（R7. 7）

就職・アルバイトを始める前に！

長時間働かされ、休みを取らせてもらえない
辞めたくても、辞めさせてもらえない
残業代を払ってもらえない
パワハラが繰り返される

ブラックバイト・ブラック企業！？

労働トラブルを防ぐポイントを知っておこう！

働く前に
●働く人を守るための基本的なワークルールを確認！
●労働契約を結ぶときは、労働条件を書面で確認！

働き出したら
●労働条件を記した書面は保管！
●トラブル内容は日時や内容を記録！
●困ったときは早めに相談！

徳島県労働委員会
労働相談ダイヤル 088-621-3234
相談無料 秘密厳守

働く前に知っておきたい 基本的なワークルール

クイズに挑戦！

Q1 労働条件の明示
働く際には、働く期間や仕事内容、賃金などの労働条件については、
A. 説明を聞くだけで構わない。
B. 書面でもらわなければならない。

Q2 最低賃金
アルバイトとして働くことになり、社長から、「見習い期間中は、時給は700円だ」と言われたことは、
A. 正しい。
B. 正しくない。

Q3 労働時間
上司から、昼休み時間中の電話当番を命じられました。この時間は、
A. 労働時間である。
B. 労働時間でない。

Q4 損害賠償
ファミレスで働いています。お皿を落として割ってしまったら、お皿の代金を弁償するように言われましたが、
A. 全額弁償。
B. いくらかは弁償。
C. 弁償の必要なし。

Q5 パワハラ
仕事でミスをする、上司から、人前で「何言ったら分かった。ほんまに無能やな」と、繰り返し怒られるのは、
A. 業務上の指導なので、パワハラに当たらない。
B. 人権を否定する発言なので、パワハラに当たる。

Q6 退職
もっといい条件のアルバイト先が見つかったので、辞めたいと店長に伝えましたが、人手が足りないからと辞めさせてくれないのは、(契約期間の定めがない場合)
A. 退職を申し入れた翌日に辞められる。
B. やむを得ない理由でなければ、店長が辞めてもいいと言う時まで辞められない。
C. 一定の期間経過後に辞められる。

クイズの正解は

Q1答 B 書面でもらわなければならない。
Q2答 B 正しくない。
Q3答 A 労働時間である。
Q4答 C 弁償の必要なし。
Q5答 B パワハラに当たる。
Q6答 C 一定期間経過後、辞められる。

徳島県労働委員会

イ WEBページでの周知

若者向けWEBページ「【就職やアルバイトを控えている方必見】労働トラブルを防ぐポイント！」により、自ら学べる情報サイト等を周知した。

若者向けWEBページ
はこちら ⇒



①就職先やアルバイト先を決めるときのポイント

②基本的なワークルールを学ぼう！

◆動画やマンガで学べる厚生労働省のホームページ

- 労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」
- アルバイトを始める前に知っておきたいポイント
- これってあり？知って役立つQ&A

3 使用者への周知

(1) チラシの作成・配布

労働相談を実施する中で、使用者の方の少しの配慮や対応によって予防できたと思われる事例が多くみられることから、特に留意してほしい労使トラブル事例をピックアップして10か条にまとめたチラシを作成し、配布した。

- ① 商工団体やその会員事業所 (R 7. 8)
- ② 児童・高齢者・障がい者の福祉施設 (R 7. 8)
- ③ 医療関係団体やその会員事業所 (R 7. 8)

使用者（経営者）の皆様へ 徳島県労働委員会からのお知らせ

労使トラブル防止10か条



徳島県労働委員会では、公益(弁護士等)・労働者(労働組合の役員等)・使用者(会社経営者等)委員が3人1組となって、労使トラブルに関する相談やあっせんを行っています。この中には、使用者が法に基づき適切な対応をすることで、労働者とのトラブルを予防できたのではと思われる事例が多く見られます。特に留意していただきたいトラブル事例をピックアップしましたので、参考にしてください。

労働者の声 1 賃金や労働時間などの労働条件を書いた書面を受け取っていない

使用者が労働者を採用するときは、契約期間・労働時間・勤務場所・賃金(支払日・方法)・手当・休暇などの労働条件を記載した書面(労働条件通知書)を交付しなければなりません。パート・アルバイトの場合も同様です。(労働基準法第15条、労働契約法第4条)

第1条：採用時には必ず労働条件通知書を交付すること！

労働者の声 2 上司のパワハラを会社に伝えても、対応してくれない

パワハラは、職場内で関係を背景にした、いじめや嫌がらせのことで、人格を否定する発言や無視、仕事や情報を与えないことが該当します。使用者には、相談窓口設置や行為者に対する適正な措置など、パワハラ防止措置義務があります。日頃から職場内の雰囲気や社員一人ひとりの様子を注意払い、明るく職場環境づくりに取り組まましょう。(労働契約法第9条、労働施策総合推進法第30条の2)

第2条：社員の笑顔は企業の活力源！見て見ぬふりは厳禁！

労働者の声 3 アルバイトに有給休暇はないと言われた

パートやアルバイトも、労働時間・勤務日数などに応じ、一定の日数の年次有給休暇が定められており、原則として希望どおり与えなければならないことは、正社員と何ら違いはありません。(労働基準法第39条)

第3条：有給休暇はすべての労働者の権利！取得しやすい環境づくりを！

労働者の声 4 後片付けには賃金は支払えないと言われた

間接準備や後片付け、業務としての勉強会・研修会への出席なども、賃金を支払う必要があります。労働時間を正確に把握し、記録・管理することは使用者の責務です。(労働基準法第32条、36条、37条、108条、109条)

第4条：労働への適正な対価支払は、基本中の基本！

労働者の声 5 転勤はない約束で就職したのに、遠隔地に転勤を命じられた

労働契約上、勤務場所や職種が限定されている場合は、本人の同意なしに転勤や職種の変更を命じることはできません。就業規則などの規定があれば転勤命令権を行使できますが、権利濫用にあたる場合は認められず、労働者の子の養育や家族の介護の状態にも配慮する必要があります。(労働契約法第3条、7条、育児介護休業法第38条)

第5条：人事権は無制限ではありません！じっくり話し合いを！

労働者の声 6 採用時に健康診断や安全衛生教育を受けていない

常時使用する労働者を雇い入れるときは、使用者は雇入れの直前又は直後に法定項目の健康診断を実施しなければなりません。また、労働者を雇い入れた後は、遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要事項について教育を行わなければならない。(労働安全衛生法第58条、労働安全衛生規則第58条、43条)

第6条：労働者を雇い入れるときは必ず健康診断と安全衛生教育を！

労働者の声 7 退職を申し出たが、辞めさせてくれない

無期労働契約の場合は、労働者は2週間前に申し出ることで退職できます。有期労働契約の場合は原則として途中退職はできませんが、やむを得ない理由があれば直ちに退職できます。(民法第27条、628条)

第7条：労働者からの退職申し出は拒否できません！

労働者の声 8 退職届にサインするよう強要された

退職届は、労働者が「自発的に」退職を希望するとき(自己都合退職)に作成する書面です。使用者側から退職を働きかける場合は、本人が十分に納得するように、退職を促す理由や事情を誠意をもって丁寧に説明することが必要です。

第8条：円満退社への努力は、惜しまないのが肝心！

労働者の声 9 突然、解雇を言い渡された

解雇は、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権を濫用したものとして無効となります。試用期間中でも同様です。能力不足や勤怠不良など、労働者に解雇の原因がある場合でも、再教育や配置換えの検討など解雇を回避するために十分な措置を講じる必要があります。(労働契約法第16条)

第9条：解雇には慎重な判断と適切な対応が必要です！

労働者の声 10 6か月契約の更新で3年目だが、「次の更新はない」と言われた

有期労働契約であっても、契約が何度も更新されて、その雇止めが無期労働契約の解雇と実質的に同等と見なされる場合や、会社が契約の更新を期待させるような説明をしていた場合などには、労働者が更新の申込みをすれば(使用者は承諾したものとみなされる)こともあります。(労働契約法第16条)

第10条：雇止めは使用者の自由にできるものではありません！

トピック 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されました。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者が、守るべき義務があります。

- ★業務委託をした際の取引条件の明示
 - ★給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払
 - ★ハラスメント対策のための体制整備 など
- ※働き方の実態として労働者である場合は、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。



発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定められています。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁(厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁)HPをご覧ください。

労働委員会は、労使間(労働者と使用者)の問題を解決する専門機関です。あなたの職場の疑問やお悩みにも、解決のためのアドバイスをします。使用者の方からの相談もお受けしています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご利用ください。

労働相談ダイヤル 088-621-3234

徳島県労働委員会 〒770-8570 徳島市万代町1-1 (徳島県庁11階)

月～金：8:30～12:00、13:00～17:15 (祝日・年末年始を除く)
※来庁相談は前日までにご予約ください。



ホームページ
令和7年度版

(2) WEBページでの周知

- ①使用者の方からの労働相談もお受けしています。
- ②職場のハラスメントに悩んでいる方、管理職、人事担当の方への参考サイト
 - あかるい職場応援団（厚生労働省のハラスメント対策の総合情報サイト）
 - 職場におけるハラスメントの防止のために（厚生労働省）
 - ハラスメントに悩んだときには（徳島県労働委員会）

使用者向けWEBページ
はこちら ⇒



4 パワハラ防止対策の周知

近年、労働委員会に寄せられる労働相談は、パワーハラスメント（パワハラ）に関する相談が上位を占めているため、職場でパワハラを受けたときの対処方法をわかりやすく整理したWEBページ「パワハラに悩んだときには」により、基本的な対応を周知した。

- ①パワハラとは
- ②パワハラの代表的な言動の6類型
- ③事業主の義務
- ④パワハラに悩んでいる方へ
- ⑤相談窓口
 - 徳島労働局「総合労働相談コーナー」
 - 徳島県労働委員会
- ⑥厚生労働省のパワハラ支援総合情報サイト「あかるい職場応援団」

ハラスメントに悩んだとき
にはこちら ⇒



5 労働相談事例集

四国4県の労働委員会が連携し、職場で起こりがちなトラブル事例とその対策を、労働相談事例集としてまとめ周知した。

令和7年度、本県は、「農業従事者の休日労働について」の相談事例を追記した。

労働相談事例集はこちら
⇒



徳島県労働委員会 労働相談ダイヤル 088-621-3234

受付時間 月～金：8:30～12:00、13:00～17:15
(祝日・年末年始を除く)

電話、メール、来庁による相談を実施 (※来庁相談は前日までに要予約)



メール労働相談は
こちら

委員 相談

- ・原則毎週木曜日 14:00～16:00 に県庁 11 階で実施
- ・前日 15 時までには要予約。
- ・相談無料・相談時間は 60 分/人

日曜日開催の
出張労働相談会も
年 5 回実施

予約・お問い合わせ先

徳島県労働委員会事務局

住 所 〒770-8570 徳島市万代町 1-1 (県庁 11 階)
電 話 088-621-3234
ファクシミリ 088-621-2889



ホームページ